



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の終了……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 建築基準法による一団地の区域………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……一
- 東京都地域冷暖房区域の変更………(環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課)……一
- 平成二十八年東京都告示第五百二十号(平成二十二年東京都告示第六百十号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱)の一部改正)の一部改正………(環境局環境改善部自動車環境課)……二
- 水防法による洪水浸水想定区域の指定………(建設局河川部指導調整課)……六
- 開発行為に関する工事完了………六
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……六
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱の一部改正………(環境局環境改善部自動車環境課)……六
- 東京都指定給水装置工事業業者の指定………(水道局)……六

告示

●東京都告示第七百十号
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 品川区二葉四丁目地内

四 測量の期間 平成三十年九月十日から同年十一月三十日まで

百五十二番一、同番二十一、同番二十四、同番二十五、六百五十六番一、六百六十五番一、六百六十七番一、六百七十五番一、同番二の一部及び六百七十七番一

二 認定計画書の縦覧場所
 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第七百十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

昭島市朝日町四丁目百九十一番一、平成三十年十二月九十三番一、三百六十九番一、六月三日

●東京都告示第七百十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十号)第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

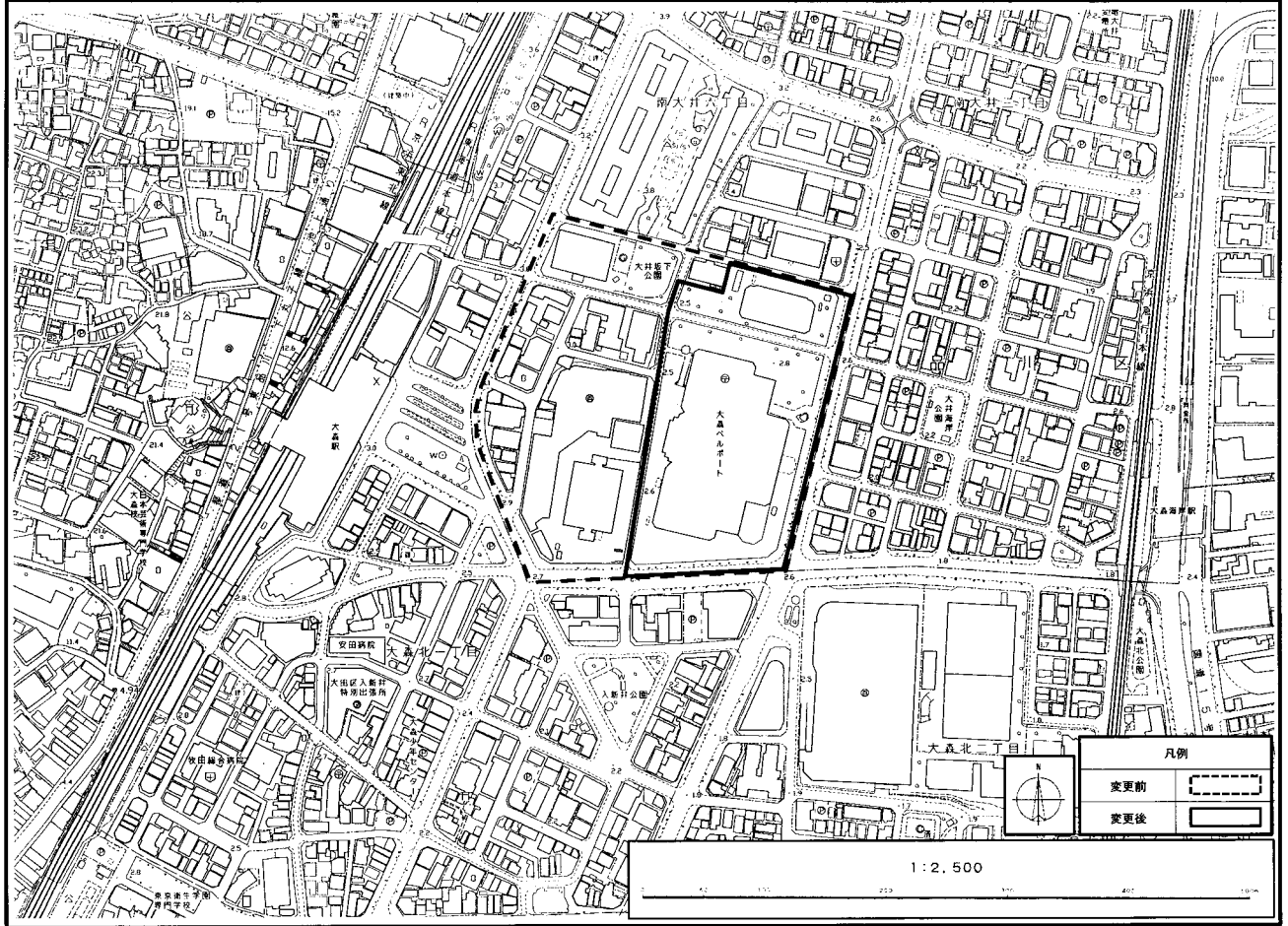
一 変更した地域冷暖房区域の名称
 南大井六丁目地域冷暖房区域

二 変更内容
 地域冷暖房区域の範囲(別図のとおり)

(一) 変更前
 品川区南大井六丁目一番から八番まで、二十番、三十番、一番地先、二番地先、三番地先、五番地先、六番地先、七番地先及び八番地先

(二) 変更後
 品川区南大井六丁目三番及び八番の一部

別図 南大井六丁目地域冷暖房区域



●東京都告示第七百十三号

平成二十八年東京都告示第五百二十号(平成二十二年東京都告示第十六百十号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱)の一部改正)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十日

東京都知事 小池 百合子

第二条の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第一号中「(昭和26年法律第185号)」の「」第3条に規定する普通自動車であつて、同法」や「」自動車のうち、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条に規定する普通自動車であつて、二輪自動車及び被けん引自動車以外の」や「」「被けん引」自動車登録を受け、又は受けようとする自動車のうち、道路運送車両法施行規則第2条」や「道路運送車両法第3条」に、「二輪自動車及び被けん引自動車以外の」や「自動車登録を受け、又は受けようとする」」の「」「道路運送車両法第60条第1項後段又は第97条の3第1項の規定による車両番号の指定(以下「車両番号指定」という。)を受け、又は受けようとする自動車のうち、道路運送車両法施行規則第2条」や「道路運送車両法第3条」の「二輪自動車及び被けん引自動車以外の」や「同法第60条第1項後段又は第97条の3第1項の規定による車両番号の指定を受け、又は受けようとする」の「」の「」を「普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車

- (14) 平成30年基準排出ガス75%以上低減車 評価規程第2条の規定により、低排出ガス認定要領に定める平成三十年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車
 - (15) 平成30年基準排出ガス50%以上低減車 評価規程第2条の規定により、低排出ガス認定要領に定める平成三十年基準排出ガス五十%低減レベル又は平成三十年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車
- 第二条第一項に次の四号を加える。
- (22) JE05モード法 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)別添41に規定するJE05モード法
 - (23) WHDCモード法 細目告示別添41に規定するWHDCモード法
 - (24) JC08モード法 細目告示別添42に規定するJC08モード法
 - (25) WLTCモード法 細目告示別添42に規定するWLTCモード法
- 別表の改正規定を次のように改める。
別表を次のように改める。

別表第1 プラグインハイブリッド自動車に適用される基準(第3条関係)

自動車の種別	排出ガス性能に係る基準
乗用車、軽量車及び中量車	平成17年基準排出ガス75%以上低減車又は平成30年基準排出ガス75%以上低減車であること。
重量車	窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。

別表第一の次に一表を加える改正規定を次のように改める。
別表第一の次に次の一表を加える。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

●東京都告示第七百十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、二級河川目黒川水系目黒川並びに二級河川古川水系渋谷川及び古川の洪水浸水想定区域を指定し、当該洪水浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条及び第三条第一項の規定により告示する。

なお、当該洪水浸水想定区域、当該水深及び当該継続時間を表示した図面は、東京都建設局河川部防災課、第一建設事務所、第二建設事務所、港区防災危機管理室防災課、品川区防災まちづくり部防災課、目黒区都市整備部土木工事課及び渋谷区土木部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十日

東京都知事 小池 百合子

公 告

開発行為に関する工事了了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市中町六丁目千九百十四番一の一
埼玉県越谷市南越谷一丁目二千九百五番地三
中央グリーン開発株式会社
代表取締役 中内慶太郎

調布市小島町三丁目三十八番十五、同番十五地先、同番十七、同番十九及び三十九番二
中央区銀座六丁目十七番一
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 藤林 清隆

東久留米市小山三丁目四百十八番十五から同番十九まで及び四百十九番十四
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳克

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱の一部改正について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱（平成二十一年三月三十一日付二十環車計第四百十二号）の一部を次のように改正した。

平成三十年十二月二十日
東京都知事 小池 百合子

第二十号及び第十一号を次のように改める。

(10) 平成17年基準排出ガス75%以上低減車 自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成11年運輸省告示第600号。以下「評価規程」という。）第2条の規定により、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「低排出ガス認定要領」という。）に定める平成十七年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車

いう。）に定める平成十七年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車

(11) 平成17年基準排出ガス50%以上低減車 評価規程第2条の規定により、低排出ガス認定要領に定める平成十七年基準排出ガス五十%低減レベル又は平成十七年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車
第二十六号を同第十八号とし、同第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同第十一号の次に次の二号を加える。

(12) 平成30年基準排出ガス75%以上低減車 評価規程第2条の規定により、低排出ガス認定要領に定める平成三十年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車
第三十二項の表「乗用車、軽量車及び中量車」の項中「平成17年基準排出ガス75%以上低減車」のトビ「又は平成30年基準排出ガス75%以上低減車」を加え、同第三項の表中「平成17年基準排出ガス50%以上低減車」のトビ「又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車」を加える。

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九七七四 有限会社 清水 邦紀 葛飾区宝町 平成三十

清水電気 二丁目三番 年十月三

プランニ 三号 十日

九七七五 中村設備 中村 正崇 世田谷区上 同日

北沢一丁目

九番十号上

北沢グリー

ンテラス東

棟B号室

九七七六 岩川設備 岩川真之介 神奈川県相 同日

模原市中央

区中央一丁

目十一番十

三号

三鷹市北野

三丁目六番

二十五号

九七七七 アクアテ 高田 真宏 同日

ンポ

九七七八 アイエヌ 印南 和則 大田区北馬 同日

工業株式 会社

株式会社

株式会社

九七七九 株式会社 五十嵐 暁 渋谷区南平 同日

京葉住建

九七八〇 株式会社 大和田隼人 同日

R&R設 備工業

〇一

九七八一 株式会社 藤本 幸宏 千葉県鎌ヶ 同日

ワイズテ ック 谷市東中沢 三丁目一番 五号一階

九七八二 岩崎設備 岩崎 伸幸 神奈川県横 同日

神奈川磯子区 森五丁目二 十三番四十

号岩崎荘二

〇二号

目黒区大岡

山二丁目六

番十五号

九七八三 ヤマト住 小林 信行 同日

設工業

山二丁目六

番十五号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001